広告・プロモーションと商標権侵害2025

~ネット・メタバース時代の販促・ブランディング活動の思わぬ落とし穴、広告と商標権侵害~

どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、 商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、ネット広告 インフルエンサーの広告、ステルスマーケティングはどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

そこで、本講座ではこれらの問題について、最新の裁判例・学説を交え、商標登録の可能性、

商標権侵害の基準について解説します。

メタバース(3次元の仮想空間)、NFT(非代替性トークン)に関連する商標の権利形成、 商標権侵害についても日本の商標法、不正競争防止法、米国の事案などを交えて解説します。 メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号(2024年4月1日施行)についても詳細に 解説します。

【プログラム】

- 1. 広告における商標の法的位置づけ
 - (1)商標事件における「広告」の定義
 - (2)商品自体への使用と広告への使用の違い
 - (3)役務「広告」の類否判断(4)商標的使用の違い (不使用取消と商標権侵害)
- 2. キャッチフレーズの登録可能性3. キャッチフレーズと商標権侵害
- 4. ノベルティー(プレミアム)商品と商標権侵害
- (1)商標登録の必要があるか
- (2)侵害判断基準
- (3)抗弁の方法(4)裁判所が考慮する事情
- インターネット・メタバース・NFTと広告
- (1)ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか
- (2)ネット上使用するどの表示が商標か
- (3)ネット上、どのような使用が商標権侵害か・検索連動型広告、 メタタグ、ショッピングモール、越境、ハッシュタグ

- (4)国境を越えた広告はどこまで許されるか(Sushi Zanmai事件逆転判決)
- (5)メタバース、NFTと権利形成 、´(6)メタバース、NFTと商標権侵害(メタバーキン事件、ボアードエイプ事件)
- (7)メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号(2024年4月1日施行)
- 6. 広告と真正商品の並行輸入
- 7. 特異な広告(おとり広告、インフルエンサー、ステルス)と商標権侵害
- 8. 広告と著名商標の保護
- 9. 広告のみの使用と不使用取消審判
- 10. 広告代理店による広告内容の開示
- 11. 他社の商標をどこまで使用できるか
- 12. 他社による商標使用と稀釈化・普通名称化
- 13. 広告と品質誤認
- 14. 国旗と広告
- 15. 商標とパロディ
- 16. 新商標(色彩、動き、音等)の広告と商標権侵害
- 17. 新商標・新意匠(画像・建築物・内装)とブランド戦略・マーケティング戦略



開催日

【前編】令和7年2月27日(木)13時30分~16時30分 【後編】令和7年2月28日(金)13時30分~16時30分

開催方式

- ※Zoomを利用したオンライン形式で開催します。参加者の顔出しはせず、 チャット機能を活用し、講師への質問を受け付けます。 事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。
- ※オンラインセミナ―終了後、約1ヶ月間(3/31まで)オンデマンド配信(有料)を行います。 開催当日ご都合が悪い方は、オンデマンド配信をご利用ください。

講師

博通 氏 (ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士) 青木

受講料

- 会員11,500円 一般22,500円 (全2回·消費稅込)
- 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き(大阪発明協会法人会員のみ)
- (1)開催前3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。
 - (2)受講料請求書は、前編の講座開催日の10日前頃に郵送いたします。
 - (3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

申込みフォーム



※左の二次元コードを読み取るか、下のURLから受講申込みフォームに入り、 お申し込み下さい。

http://jiiiosaka.jp/BforthForm/?id=3

一般社団法人 大阪発明協会(http://www.jiiiosaka.jp/) kensyu@jiiiosaka.or.jp 電話 06-4792-7621 kensyu@jiiiosaka.or.jp